

○森林整備補助金交付規則

昭和48年10月12日規則第73号

改正	昭和49年11月29日規則第83号	昭和50年12月23日規則第71号
	昭和51年11月30日規則第73号	昭和52年12月20日規則第80号
	昭和53年8月4日規則第63号	昭和54年8月10日規則第58号
	昭和55年7月4日規則第60号	昭和56年1月13日規則第2号
	昭和56年8月25日規則第73号	昭和58年9月13日規則第51号
	昭和59年6月22日規則第56号	昭和60年11月29日規則第90号
	昭和61年3月31日規則第56号	昭和62年2月20日規則第4号
	昭和62年12月15日規則第83号	平成2年3月20日規則第10号
	平成2年11月1日規則第63号	平成4年3月31日規則第45号
	平成5年3月30日規則第42号	平成6年3月31日規則第133号
	平成7年3月31日規則第48号	平成8年3月29日規則第29号
	平成9年3月27日規則第12号	平成10年3月31日規則第70号
	平成12年3月15日規則第25号	平成12年6月12日規則第197号
	平成13年3月15日規則第18号	平成13年10月29日規則第131号
	平成14年11月29日規則第111号	平成15年6月25日規則第85号
	平成15年10月1日規則第102号	平成16年6月11日規則第63号
	平成17年6月30日規則第69号	平成18年3月31日規則第98号
	平成18年5月19日規則第110号	平成19年10月19日規則第106号
	平成20年10月17日規則第77号	平成21年12月15日規則第69号
	平成22年3月31日規則第36号	平成23年10月21日規則第64号
	平成24年7月13日規則第49号	平成25年7月30日規則第65号
	平成26年8月22日規則第55号	平成27年8月25日規則第78号
	平成29年3月21日規則第21号	平成29年11月17日規則第63号
	令和元年9月27日規則第33号	令和2年8月4日規則第55号
	令和6年3月12日規則第5号	令和7年10月3日規則第69号

森林整備補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、森林整備事業を行う者に対して補助金を交付することにより、森林の有する国土の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「森林整備事業」とは、別表第1の事業種目の欄に掲げる事業をいい、その事業内容は、それぞれ同表の事業内容の欄に掲げるとおりとする。

2 この規則において「補助事業」とは、次に掲げる事業以外の森林整備事業をいう。

- (1) すぎ、からまつ、ひのき、あかまつ又はくろまつを植栽する事業で、別に定める樹苗の需給の確認がなされた苗木以外の苗木を植栽するもの
- (2) 別に定める外国の樹種以外の外国の樹種を植栽する事業
- (3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第61条の規定に基づく売渡しを受けた土地に行う事業(知事の承認を受けた土地に行う事業を除く。)
- (4) 知事が土地利用上適当でないと認める事業
- (5) 病虫害の発生その他の理由により知事が成林の見込みがないと認める事業(知事が定める)

期間内に改植又は補植を行うものを除く。)

(6) その他知事が補助金の交付を不相当と認める事業

3 この規則において「事業主体」とは、別表第1の事業種目の欄に掲げる区分に応じ、同表の事業主体の欄に定める事業者をいう。

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 補助金は、事業主体が補助事業を行った場合に要した経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 補助率は、別表第1の事業種目の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助率の欄に定める率とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として、森林整備事業が完了した後、別表第2に掲げる森林整備補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定める提出期限までに所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 局長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類の検査及び必要に応じ現地検査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付の決定をしなければならない。

2 局長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知し、補助金を交付しなければならない。

(補助金の概算払)

第6条 局長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の概算払に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1) 成林に必要な管理を行うこと。

(2) 事業実施年度以降5年以上の森林保険に加入すること(衛生伐(松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出、集積、破碎、焼却及び薬剤処理をいう。以下同じ。))その他別に定める事業を除く。))。

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(別表第1に掲げる特定機能回復事業(保全松林緊急保護整備を除く。))にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(別に定める事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにもかかわらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に別に定める様式による森林整備事業補助金調書を作成させ、関係書類とともに整理保管させなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、局長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し)

第8条 局長は、補助金の交付の決定のあった事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 前条第1項若しくは第2項に規定する条件又は同条第3項の規定に基づき付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。

2 局長は、前項の規定に基づき取消しをしたときは、その旨を当該事業主体に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定のあった事業主体は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、局長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(準用規定)

第10条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第16条の2から第19条までの規定は、この規則に基づく補助金について準用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業種目		事業内容	事業主体	補助率
森林環境保全直接支援事業		林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う事業で別に定めるもの	市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）その他別に定める者	100分の40
特定機能回復事業	森林緊急造成	別に定める要件を満たす森林において行う別に定める事業	別に定める要件を満たす市町村、森林組合等その他別に定める者	100分の40（市町村その他別に定める事業者が行う場合にあっては、100分の50）
	被害森林整備	別に定める要件を満たす森林において行う別に定める事業	別に定める要件を満たす市町村、森林所有者、森林組合等その他別に定める者	100分の40
	重要インフラ施設周辺森林整備	別に定める要件を満たす森林において行う別に定める事業	別に定める要件を満たす市町村、森林組合等その他別に定める者	100分の40（市町村その他別に定める事業者が行う場合にあっては、100分の50）
	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	別に定める要件を満たす森林において行う別に定める事業	別に定める要件を満たす市町村、森林組合等その他別に定める者	100分の40
	保全松林緊急保護整備	松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において公益的機能の高い健全な松林の整備を目的に行う衛生伐その他別に定める事業	市町村、森林所有者、森林組合等その他別に定める者	100分の70（衛生伐にあっては、100分の75）

機能回復整備事業	特定林地改良等	林野庁長官に提出する森林基盤整備事業計画（以下「森林基盤整備事業計画」という。）に基づいて行う、別に定める要件を満たす土地において行う別に定める事業	市町村、森林所有者、森林組合等その他別に定める者	100分の70
	耕作放棄地等森林造成	森林基盤整備事業計画に基づいて行う、別に定める要件を満たす土地において行う別に定める事業	市町村	100分の40
	花粉発生源対策促進事業	森林基盤整備事業計画に基づいて行う、別に定める要件を満たす森林において行う別に定める事業	市町村、森林所有者、森林組合等その他別に定める者	100分の40

別表第2（第4条関係）

申請書及び添付書類	提出部数
別に定める様式による森林整備補助金交付申請書	1 部
1 森林整備事業実施内訳書	
2 施業図	
3 施業箇所位置図（5万分の1地形図）	
4 その他局長が必要と認める書類	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。